

# 「子ども・子育て支援新制度」が 平成27年4月にスタート予定

子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みがスタートします。新制度になると、幼稚園や保育所(園)の利用にあたっては、左表の区分により、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。公立幼稚園、公私立保育所(園)は、新制度に移行しますので、利用する場合は、認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用先
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所(園)
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所(園)

現在、幼稚園・保育所(園)を利用して、継続利用する場合は、各園をとおして認定方法をお知らせします。これから入園する場合は、利用申込み時に認定申請をしていただく予定です。

私立幼稚園には、各園の判断により、現行制度のまま継続する園と新制度に移行する園があります。現行制度のまま継続する園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。くわしくは、各園にお問い合わせください。

お問い合わせは、  
子育て支援課(2階)  
☎1573、FAX(20)1610  
学校教育課(9階)  
☎1558、FAX(20)1607へ。

※事業者向け  
新制度では、下表のような保育事業類型が市による認可事業として位置づけられる予定です。

市では、新たに設備および運営に関する基準を定めましたので、今後、新規に保育事

業を考えている事業者は、事業認可および確認申請をしてください。それに基づき、認可、確認を行い、保育事業を開始することができますようになります。

保育事業類型	利用定員(0~2歳児が対象) ※事業所内保育事業は小学校就学前まで対象	備考
家庭的保育事業	5人以下	家庭的な雰囲気の下、きめ細やかな保育
小規模保育事業	A型 6人~19人以下	家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育
	B型 6人~19人以下	
	C型 6人~10人以下(条例施行日から5年経過するまでの間、6人~15人以下)	
居宅訪問型事業	原則1人	保護者の自宅で1対1の保育
事業所内保育事業	従業員枠+地域枠の設定	会社の事業所の保育施設などで、従業員と地域の子どもと一緒に保育

お問い合わせは、  
子育て支援課(2階)  
☎1573、FAX(20)1610へ。

11月は  
児童虐待防止推進月間です  
「ためらわず  
知らせてつなぐ 命の輪」  
(平成26年度児童虐待防止推進  
月間の標語)

平成25年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数は、73765件(速報値)となり、これまでの最多、調査を開始した平成2年度から23年間で約60倍に増えています。

11月は、「児童虐待防止月間」です。児童虐待に対する理解を深め、一人ひとりの温かいまなざしと声かけで子どもたちを虐待から守りましょう。

- 「子どもを虐待から守る5か条」  
(厚生労働省リーフレットより)
- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
  - ②「しつけのつもり・・・」は言い訳
  - ③ひとりで抱え込まない
  - ④親の立場より子どもの立場
  - ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

お問い合わせは、  
子育て家庭相談室(2階)  
☎5500、FAX(20)1610へ。

第3回  
青少年健全育成標語  
コンクール入賞者決定

青少年育成茂原市民会議では、市内在住の小中学生を対象として「携帯電話」をテーマに標語を募集したところ、1629点の応募がありました。最優秀作品は、イベントや啓発活動にも活用します。

- 【小学生の部】  
・最優秀賞  
工藤心結(茂原小4年)  
「ねーきいて スマホみるより わたしの話」

- ・優秀賞  
齊藤瑞姫(東郷小5年)  
齊藤孝乃輔(五郷小5年)
- 【中学生の部】  
・最優秀賞  
鈴木沙季(南中1年)  
「携帯の マナー守って 皆笑顔」
- ・優秀賞  
富田聖己(富士見中1年)  
佐藤大樹(早野中3年)

お問い合わせは、  
生涯学習課(9階)  
☎1559、FAX(20)1607へ。